

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 区政推進課広報相談係 担当者名 <small>ふりがな</small> 酒井 <small>さかい</small> 電 話 045-978-2222
----------	--------------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 令和4年度広報よこはま青葉区版デザイン編集委託

2 履 行 場 所 青葉区役所区政推進課広報相談係 ほか

3 履行期間 期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
(令和4年5月号 から 令和5年4月号 まで)
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 個人情報取扱特記事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 市版表紙の区情報スペース・区名表題、区本文のデザインレイアウトと版下作成及びWeb上での読み上げ用テキストデータの作成

8 部 分 払

す る (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース、区名表題	4 月 (5 月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	5 月 (6 月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	6 月 (7 月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	7 月 (8 月号)	1	月		
タブロイド判 12 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	8 月 (9 月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	9 月 (10月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	10月 (11月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	11月 (12月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	12月 (1月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	1 月 (2月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	2 月 (3月号)	1	月		
タブロイド判 8 ページ及び市版表紙の 区情報スペース	3 月 (4月号)	1	月		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
タブロイド判8ページ 及び市版表紙の区情報 スペース、区名表題	タブロイド判	1	回			
タブロイド判8ページ 及び市版表紙の区情報 スペース	タブロイド判	10	回			
タブロイド判12ページ 及び市版表紙の区情報 スペース	タブロイド判	1	回			
合計						
消費税及び地方消費 税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和4年度広報よこはま青葉区版デザイン編集委託 仕様書

青葉区区政推進課広報相談係

1 件名

令和4年度広報よこはま青葉区版デザイン編集委託

2 広報よこはま青葉区版の概要

(1) 概要

区政の重要事項を区民に周知し、区政の円滑な運営に資する。
区役所の事業や将来計画、区内施設の行事、広告などを掲載する。
ホームページでも合わせて上記情報を積極的に広報するとともに、視覚障害者などにも行政情報が容易に得ることができるよう情報を提供する。

(2) 体裁

ア ページ構成

市版表紙の区情報枠（高さ100ミリ・幅81ミリ）

令和4年5月～8月号、10月～令和5年4月号 タブロイド判8ページ

令和4年9月号 タブロイド判12ページ

※令和5年3月号は「福祉保健センターからのお知らせ」を別途デザインで4ページ差し込みます。

イ カラー構成

全ページ4色カラーページ

ウ 広告

令和4年5月～8月号、10月～令和5年4月号については、区版2ページ目・8ページ目の下部1/5（高さ70ミリ・幅241ミリ）に、令和4年9月号については、区版2ページ目・12ページ目の下部1/5（高さ70ミリ・幅241ミリ）に、広告を掲載する。

(3) 発行日

毎月1日

(4) 発行部数

1か月 120,000部（概数）

3 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日（令和4年5月号～令和5年4月号）

4 委託内容

(1) 市版表紙の区情報スペース・区名表題、区版本文のデザインレイアウト及び版下作成

ア 区の担当者が、企画取材した原稿（印刷したものとテキスト変換済の電磁的記録媒体）と写真等を渡す。それをもとに見出し・イラストの作成・写真のトリミングなど全体のレイアウトを構成し、色指定を行い版下製作する。

高齢者や色弱者を考えた色指定とすること。

デザイン及びイラストは、プロポーザル提案書を作成したデザイナーが描くこと。

イ 原稿と写真等は区役所で受渡し

版下は原則としてDTPにより作成し、DTPデータを電磁的記録媒体に記録して印刷業者に渡す。

イラスト数は特に制限しない。

クオークエクスプレス又は、イラストレーターファイル（拡張eps又はai）を印刷会社での色校正の時に、電磁的記録媒体で区職員に提出する。

(2) 文字サイズと基本レイアウト

- ア 文字の大きさと基本的なレイアウトは、区の担当者と話し合っ
て決める。
基本パターンは、記事の性質ごとに次のように定める。
企画記事に関しては、左綴じで文字サイズ 14 級、行間 21 歯を目安とする。
催し記事に関しては、左綴じで文字サイズ 13 級、行間 18 歯を目安とする。
区内公共施設での催し記事に関しては、左綴じで文字サイズ 13 級、行間 17 歯を目安とする。
- イ 市版表紙の区情報スペースに区版企画記事の導入記事等をレイアウトする。
- ウ 区版表紙には、区の基本情報（広報紙名、年号、号数、月号、住所、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、人口・世帯数等）を、それ以降、企画記事、催し記事等を区の担当者と打ち合わせてレイアウトする。

(3) 校正

- ア 完全版下を印刷業者に渡すまでに、3 回以上行う。
受託者は初校の PDF ファイル（地図やグラフ・イラストを含む）を提出。委託者は校正を 2 日で行い返却。
受託者は初校の修正を反映した PDF ファイルを 2 校として提出。委託者は校正を 2 日で行い返却。
3 校は、区職員がデザイン会社に出張し、校正する。その際に、パソコンの画面で、濃淡など、その場で色の直しも行う。
- イ デザインは事前に打合せをし、デザイナーの案を尊重するが、校正中にレイアウトやイラストの変更を依頼する場合もある。

(4) 標準作業工程

すべてのページ

発行月の前々月下旬～前月 3 日に、区の担当者と打合せ及び原稿渡しとラフレイアウトの打合せ

- 4 日～11 日に初校（目安は出稿から 6 営業日後）
- 7 日～13 日に 2 校
- 11 日～17 日に出張校正（3 校）
- 12 日～18 日完全版下を印刷業者に搬入（色校正前日）
- 13 日～19 日印刷会社で区職員と共に色校正を行う
- 14 日～20 日 PDF データの納品（色校正翌日）
- 27 日～30 日テキストデータの納品（月末開庁日前日）

5 DTP 作業における注意事項

- (1) フォントは印刷業者と取り決めを行い、出力可能なものを使う。本文などでは、モリサワフォントの OpenType フォントを使用する。それ以外のものを使う場合は、必ずアウトラインをかける。
- (2) サイズはタブロイド判（2 ページ見開き）で作成する。カラーは、CMYK モードで製作する（RGB モードのままでは不可）。印刷時には、指定の刷色で印刷を行う。
- (3) DTP ソフトは、IllustratorCC2020 以上・InDesignCC2020 以上のいずれかを使用すること。地図や表などの作成は、グラフィック系の代表的なソフトを使用する。そのデータは、編集ソフトウェアに入れる。
- (4) その他の DTP ソフトの使用、書体については、印刷業者とデザイン業者との間で調整をする。

6 印刷業者にデータ等を入稿する際の注意事項

- ・電磁的記録媒体や版下、写真などは、デザイン業者が色校正前日までに印刷業者に持参又はEメールなどで入稿する。
- ・電磁的記録媒体の中には、必ず出力に必要なものだけを入れて渡す。
- ・編集ソフトに、はり込まれているデータもすべて一緒に入れる。
この際に、編集ソフトとはり込みデータをリンクさせること。
- ・最終校正のカラーコピーを添付する。
- ・使用ソフトのバージョンを印刷業者に伝える。

7 色校正等

印刷会社へ入稿後の色の出具合・文字のずれなどを見る色校正は、区の職員とともに印刷会社で行う。

その際の色や文字の直しは、原則としてデザイン業者に戻さず、印刷業者の作業とする。

ただし、突発的な事項などにより、大幅な変更があった場合は、デザイン業者の方で再度版下を制作するものとする。

8 成果物について

(1) 納品

印刷業者へ入稿した電磁的記録媒体と同じものを一部区役所へも納品する。また、合わせて校了後のPDFデータとテキストデータで同じものを納品する。

なお、テキストデータはWebで読み上げを想定し、それに対応させるためデザイン上のスペースなどは省いたものとする。

(2) 著作権の帰属

当契約に係る成果物すべての著作権は、横浜市に帰属するものとする。イラスト等を横浜市発行の他の印刷物やホームページ等で使用する場合は、区から業者に事前連絡の上、使用できるものとする。

9 その他

毎月の作業スケジュール表を、契約決定後、区が指示した印刷会社と協議のうえ速やかに作成すること。その他の疑問が生じた場合は、お互いに協議のうえ青葉区役所広報相談係の指示に従う。